

1 基本情報
大牟田市長様
現住所 大牟田市 有明町2丁目3番地
1月1日現在の住所 大牟田市 有明町2丁目3番地
フリガナ 大牟田 太郎
提出年月日 4/2/28
生年月日 明治・大正 昭和・平成 45年11月3日
世帯主の氏名
続柄

2 所得から差し引かれる金額に関する事項
社会保険料の種類 支払保険料
あなたが支払った国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金・厚生年金等の支払額(年金特別徴収及び口座振替または納付書払い等)の内訳を記入します

3 収入金額等
事業 営業等 ア 裏面9の営業等に該当する収入金額の合計を記入
農業 イ 裏面9の農業に該当する収入金額の合計を記入
不動産 ウ 裏面9の不動産に該当する収入金額の合計を記入
利子 エ
配当 オ 裏面10の収入金額の合計を記入
給与 カ 裏面7の各支払額の合計を記入

4 所得金額
雑 公的年金等 キ 裏面8の収入金額の合計を記入
業務 ク 裏面11の収入金額の合計を記入
その他 ケ 裏面11の収入金額の合計を記入
総合譲渡 短期 コ 裏面12の所得金額のイを記入
長期 サ 裏面12の所得金額のロを記入
一時 シ 裏面12の所得金額のハを記入

5 所得から差し引かれる金額
社会保険料控除 ⑬ 左2の⑬の支払保険料の合計を記入
小規模企業共済等掛金控除 ⑭ 小規模企業共済制度、確定拠出年金法に基づく又は心身障害者扶養共済制度に係る掛金等も記入
生命保険料控除 ⑮ 左表2の⑮に記入後、表3により計算した控除額(C+D)を記入

6 雑損控除
26 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
雑損控除
27 支払った医療費等 保険金などで補填される金額
医療費控除

7 扶養控除
表11を参照して控除対象である扶養親族がいる場合はこの欄に氏名、個人番号と生年月日等を記入します
※別居の扶養親族がいる場合は裏面14にも記入します

8 雑損控除
26 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
雑損控除
27 支払った医療費等 保険金などで補填される金額
医療費控除

分離課税に係る所得がある方は、大牟田市役所 税務課までご連絡ください。

【表1 給与所得】
A(カ) 給与の金額 円 所得額 円
~550,999 0
551,000~1,618,999 A-550,000
1,619,000~1,619,999 1,069,000
1,620,000~1,621,999 1,070,000
1,622,000~1,623,999 1,072,000
1,624,000~1,627,999 1,074,000
1,628,000~1,799,999 B B×2.4+10万
1,800,000~3,599,999 A÷4(千円未満端数切捨)千円 B×2.8-8万
3,600,000~6,599,999 B×3.2-44万
6,600,000~8,459,999 A×0.9-1,100,000
8,500,000~ A-1,950,000

【表2 公的年金雑所得】年金以外の合計所得金額1,000万円以下の場合
A(キ) 公的年金等の金額 円 所得額 円
昭和32年1月2日以降生まれ(65歳未満)
~600,000 0
600,001~1,300,000 A-600,000
1,300,001~4,100,000 A×0.75-275,000
4,100,001~7,700,000 A×0.85-685,000
7,700,001~10,000,000 A×0.95-1,455,000
10,000,001~ A-1,955,000
昭和32年1月1日以前生まれ(65歳以上)
~1,100,000 0
1,100,001~3,300,000 A-1,100,000
3,300,001~4,100,000 A×0.75-275,000
4,100,001~7,700,000 A×0.85-685,000
7,700,001~10,000,000 A×0.95-1,455,000
10,000,001~ A-1,955,000

【表3 生命保険料控除】
A(⑮)新生命保険、新個人年金、介護医療保険の支払額 円 C 控除額 円
~12,000 Aの全額
12,001~32,000 A×0.5+6,000
32,001~56,000 A×0.25+14,000
56,000超 一律 28,000
B(⑮)旧生命保険、旧個人年金の支払額 円 D 控除額 円
~15,000 Bの全額
15,001~40,000 B×0.5+7,500
40,001~70,000 B×0.25+17,500
70,000超 一律 35,000

【表4 地震保険料控除】
A(⑯)地震保険料支払額 円 C 控除額 円
~50,000 A×0.5
50,000超 一律 25,000
B(⑯)旧長期損害保険料支払額 円 D 控除額 円
~5,000 Bの全額
5,001~15,000 B×0.5+2,500
15,000超 一律 10,000

【表5 ひとり親控除】
要件 控除額
・婚姻の有無や性別に関係にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者
・合計所得金額が500万円以下の人 30万円

【表6 寡婦控除】
要件 控除額
・夫と死別後婚姻していない人又は夫と離別後で生計を一にする者を有する寡婦
・合計所得金額が500万円以下の人 26万円

【表7 勤労学生控除】
要件 控除額
自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人 26万円

【表8 障害者控除】
要件 控除額
精神障害者保健福祉手帳 2級以下
療育手帳 B
身体障害者手帳 3級以下 等 26万円
精神障害者保健福祉手帳 1級
療育手帳 A
身体障害者手帳 1, 2級 等 非同居 30万円
同居 53万円

【表9 配偶者控除】
控除対象配偶者の区分 控除額
合計所得金額が48万円以下で、かつ事業専従者になっていない人
合計所得金額 900万円以下 合計所得金額 950万円以下 合計所得金額 1,000万円以下 合計所得金額 1,000万円超
昭和27年1月2日以降生まれ(70歳未満) 33万円 22万円 11万円
昭和27年1月1日以前生まれ(70歳以上) 38万円 26万円 13万円
0円

【表10 配偶者特別控除】
配偶者の所得要件 控除額
合計所得金額 900万円以下 合計所得金額 950万円以下 合計所得金額 1000万円以下 合計所得金額 1000万円超
48万円超 100万円以下 33万円 22万円 11万円
100万円超 105万円以下 31万円 21万円 11万円
105万円超 110万円以下 26万円 18万円 9万円
110万円超 115万円以下 21万円 14万円 7万円
115万円超 120万円以下 16万円 11万円 6万円
120万円超 125万円以下 11万円 8万円 4万円
125万円超 130万円以下 6万円 4万円 2万円
130万円超 133万円以下 3万円 2万円 1万円
133万円超 0円 0円 0円

【表11 扶養控除】
控除対象扶養親族の区分 控除額
合計所得金額が48万円以下で、かつ事業専従者になっていない人
H15.1.2~H18.1.1生まれ(16~18歳)の人 33万円
S27.1.2~H11.1.1生まれ(23~69歳)の人
H11.1.2~H15.1.1生まれ(19~22歳)の人 45万円
S27.1.1以前生まれ(70歳以上)の人
S27.1.1以前生まれ(70歳以上)で同居の人 ※本人又は配偶者の父母、祖父母 38万円
45万円

【表12 基礎控除】
所得要件 控除額
合計所得金額 2,400万円以下 合計所得金額 2,450万円以下 合計所得金額 2,500万円以下 合計所得金額 2,500万円超
43万 29万円 15万円 0円

【表13 所得金額調整控除額】 A+B
A 給与収入金額が850万円を超え、本人が特別障害者であるか、23歳未満の扶養親族を有するか、又は同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者の場合
所得金額調整控除額(A) = (給与収入金額(注1) - 850万円) × 10%
注1: 給与収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円
B 給与所得と公的年金雑所得の双方がある場合
所得金額調整控除額(B) = (給与所得金額(注2) + 公的年金雑所得金額(注2)) - 10万円
注2: 所得金額が10万円を超える場合には、10万円

6 給与・公的年金に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

